板橋区バリアフリー推進条例改正概要

未定稿

１　改正理由

区では、これまで物理的、制度的、社会的及び心理的な様々な障壁（バリア）をつくらない、または取り除くというバリアフリーの考え方に基づき、交通や建築物等のバリアフリー化を進めてきた。しかし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を踏まえた外国人への対応や子育て世代へ配慮等を行うためには、バリアフリーだけにとどまらず、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えるというユニバーサルデザインへ考え方を発展させていく必要がある。

そのため、条例の目的や定義等を改めるものである。

２　改正概要

　⑴　表題の改正

　　　表題をユニバーサルデザイン推進条例に改めるもの。

　⑵　目的の改正（第１条関係）

　　　自由に行動し、社会参加できるようにするというバリアフリーから、あらゆる場面で社会参加できる環境を整えるユニバーサルデザインの総合的な推進へと目的を変更するもの。また、区、区民、事業者に加え、地域活動団体の責務を明らかにするもの。

　⑶　定義の改正及び追加（第２条関係）

　　　ユニバーサルデザイン及び各主体の定義を追加するもの。

　⑷　各主体の責務の改正及び追加（第３条～第６条関係）

　　①　区の責務（改正）

　　　　区が自ら設置し、又は管理する施設について、ユニバーサルデザインに配慮して整備するよう改めるもの。また、理解を深めるため必要な措置を講ずるものとすることを定めるもの。

　　②　区民の責務（改正）

　　　　区民は、ユニバーサルデザインについて理解を深め、自ら及び区民相互に協力してユニバーサルデザインを推進するよう努めることを追加するもの。

　　③　事業者の責務（改正）

　　　　事業者は、ユニバーサルデザインを推進するよう努めることを追加するもの。

　　④　地域活動団体の責務（追加）

　　　　地域活動団体は、ユニバーサルデザインへの理解を深め、地域で共有し、推進するよう努めるとともに、バリアフリーを推進する責務を有することを定めるもの。また、区民や事業者と同様に、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならないことを定めるもの。

　⑸　各主体が行う協力、連携等の範囲の改正（第７条関係）

　　　各主体が相互に立場を理解及び尊重し、そのうえで協力及び連携してユニバーサルデザインを推進するよう努めることを定めるもの。また、バリアフリーを推進する対象に地域活動団体を加えること。

　⑹　助言及び指導等の範囲の改正（第９条関係）

　　　区長が、必要に応じてユニバーサルデザインに関する助言を行うことができるよう改めるもの。

　⑺　バリアフリー推進協議会の名称変更（第10条関係）

　　　協議会の名称をユニバーサルデザイン推進協議会に改めるもの。また、調査審議を行う項目のうち、意識啓発に関する事項については地域活動団体を加えるもの。

⑻　その他所要の規定整備

３　施行期日

　　公布の日

４　経過措置

　　この条例が施行される際に、現にバリアフリー推進協議会の委員として委嘱されていた者は、新たに委嘱の手続きを要することなく、この条例に基づきユニバーサルデザイン推進協議会の委員として委嘱されたものとみなすことを定めるもの。

【参考】ユニバーサルデザインとバリアフリーの関係

到達目標

到達目標

ユニバーサルデザイン

ノーマライゼーション

だれもが社会の一員として

行動できる社会

・すべての人

・はじめからバリアを作らない

・ハード・ソフト両面

バリアフリー

・特定の人

・あとからバリア

　を取り除く

・ハード面